

令和2年度今治市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度今治市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ658,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,790,369千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月24日 提出

今治市長 菅 良 二

公平委員会委員の選任について

次の者を今治市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により同意を求める。

令和2年6月24日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市泉川町

門 田 誠 五

「理 由」

立花修委員が令和2年5月31日で辞任したので、上記の者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方公務員法（抜すい）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2

- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
- 9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第7条第4項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。
- 10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により同意を求める。

令和2年6月24日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市関前 近 松 安 文

今治市孫兵衛作 長 野 健 二

今治市辻堂 近 本 静 信

今治市新谷 渡 邊 昭 彦

今治市大西町 新 居 田 守

今治市菊間町 津 吉 利 幸

今治市吉海町 岡 田 勝 利

今治市郷新屋敷町 岡 林 興 通

今治市玉川町 越 智 要

今治市野間 大 澤 讓 兒

今治市近見町 矢 野 邦 男

今治市高橋 渡 邊 節 夫

今治市上徳 越 智 幹 男

今治市宮窪町 藤 本 博

今治市朝倉北 岡 貞 義

今治市大三島町 永 井 政 則

今治市伯方町 野 間 義 郎

今治市長沢 本 宮 勇

今治市朝倉上 竹 田 清 隆

今治市上浦町 松 岡 一 誠

今治市波方町 森 京 典

今治市玉川町 桑 田 誠

今治市菊間町 吉 井 一 浩

今治市南鳥生町 戸 田 修 司

「理 由」

農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了するので、上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

農業委員会等に関する法律（抜すい）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。